

島根県における就労支援の 取組及び状況

(1) 発達障害者支援法以降の島根県における取組

平成 16 年 12 月 10 日に発達障害者支援法が公布され、本県においても平成 16 年度「発達障害児・者支援センターの在り方研究会」において、発達障がいに対する支援の専門機関（発達障害者支援センター）の設置の必要性が提起されるなど、発達障がい者に対する専門的な支援体制を整備することは重要な課題とされてきました。平成 17 年 9 月に「島根県発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置して、発達障がい者の支援体制のあり方や関係機関との連携等について検討を重ね、その結果を踏まえて平成 18 年度に県内 2 か所に発達障害者支援センターを設置しました。また、同検討委員会において「発達障害者支援体制のあり方」が検討され、発達障害者支援センターを中心に相談や研修、啓発等の事業を実施してきました。

平成 22 年度に島根県発達障がい者自立支援協議会に発達障がい者支援部会を設置し、取組みの検証と課題の整理を行い、取組の見直しを検討して「発達障がい者支援のあり方報告書（見直し報告書）」を作成し、今後の方向性として示しました。この報告書をもとに、県や市町村、支援機関等が役割分担を図りながら、取組みを具体化し、支援の充実を図ってきています。

見直し報告書では、1) 市町村を中心とした地域支援体制の整備、2) 発達障害者支援センターの機能強化、専門性の向上、3) 専門的な医療や療育を行える体制の整備、4) 早期の気づきや理解の促進に向けた啓発の推進の 4 つの基本的な考え方にに基づきながら、乳幼児期、学齢期、成人期の 3 つの期間に分けて、取組みの方向性と取組内容について示しています。

成人期における取り組みの方向性は、①学齢期から成人期への円滑な移行支援、②就労支援の強化、③生活支援の強化、④ひきこもり状態にある発達障がい者への支援の強化の 4 点が記載されています。

②就労支援の強化の具体的な取組は以下の通りです。

- 障害者就業・生活支援センターの職員へのスキルアップ研修の実施や同センターと発達障害者支援センター、障害者職業センターとの連携促進を図りながら、活用を促進する。
- 発達障がい者への就労訓練等を効果的に行える就労移行支援事業所を拡大する。
- 就労継続支援 A 型・B 型事業所に対し、スキルアップ研修の実施等を行いながら、受け入れの拡大を図る。
- 発達障がい者への高い支援スキルを有するジョブコーチ、又は、ジョブコーチ的業務を行う就労支援員の拡充を図る。
- ハローワークでの発達障がい者への就労支援体制を強化するため、発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センターとの連携の強化、相談会の実施、研修等を実施する。
- 企業等の中で発達障がい者をサポートできる支援員、協力者の養成を図る。
- 発達障がい者の就労促進に向けた啓発（県民向け、企業向け）を促進する。

(2) 発達障害者支援センターにおける相談支援・就労支援の状況

島根県の発達障害者支援センターにおける相談支援（発達支援・就労支援）の状況について、設置された平成18年度から平成27年度の10年間の状況について示します。なお、実施数などの件数は、東西2か所の発達障害者支援センターの合計を示しています。

① 相談支援（発達支援・就労支援）の実施数（実数・延べ数）

発達障害者支援センターが行った相談支援の実施数を、表2-1、表2-2、図2-1に示します。（平成25年度に集計方法及び集計区分の変更があり、平成25年度以降は発達支援と就労支援で分けています。）

概要をみると、相談支援の実施数は、平成18年度から平成22年度まで年々増加しており、地域における発達障がい者等への支援が拡大していった状況と呼応していると考えられます。近年は、実施数の増加はありませんが、発達障害者支援センターの役割が、直接的な支援から関係機関への助言や支援に移行しつつある状況が背景として考えられます。

実数と延べ数の比較から、就労支援は発達支援に比べ一人あたりの支援回数が多いと考えられ、課題の整理や解決、自立のために継続的な支援が必要になることが推測されます。

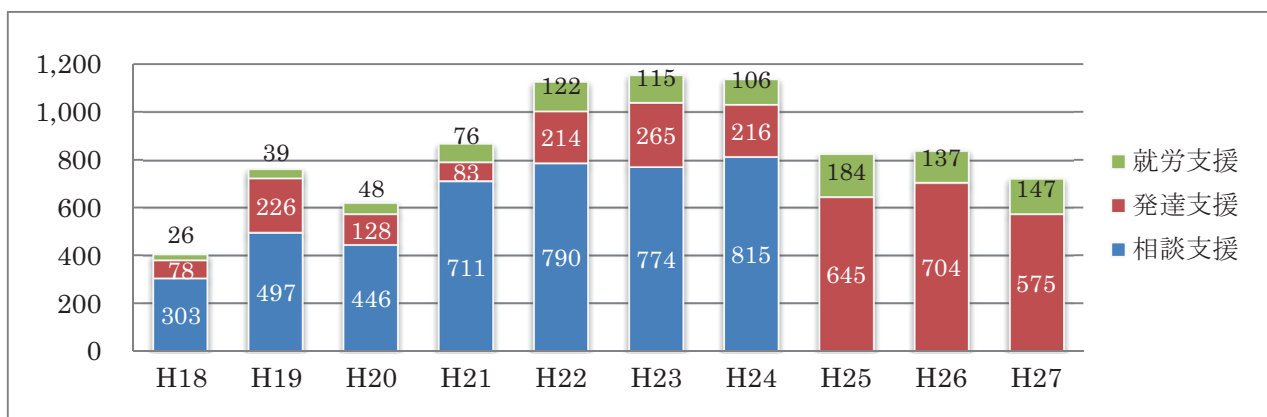
表2-1 発達障害者支援センターにおける相談支援の実施数（実数）

（実数）	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談支援	303	497	446	711	790	774	815			
発達支援	78	226	128	83	214	265	216	645	704	575
就労支援	26	39	48	76	122	115	106	184	137	147
総計	407	762	622	870	1,126	1,154	1,137	829	841	722

表2-2 発達障害者支援センターにおける相談支援の実施数（延べ数）

（延べ数）	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
相談支援	1,072	1,707	2,328	3,527	3,851	3,339	3,417			
発達支援	252	626	438	342	631	828	649	2,751	2,665	2,341
就労支援	277	752	719	574	935	709	450	767	766	824
総計	1,601	3,085	3,485	4,443	5,417	4,876	4,516	3,518	3,431	3,165

図2-1 発達障害者支援センターにおける相談支援の実施数（実数）



② 相談支援対象者の年齢内訳（実数・割合）

相談支援（発達支援・就労支援を含む）の対象者の年齢内訳を、表2-3、図2-2に示します。

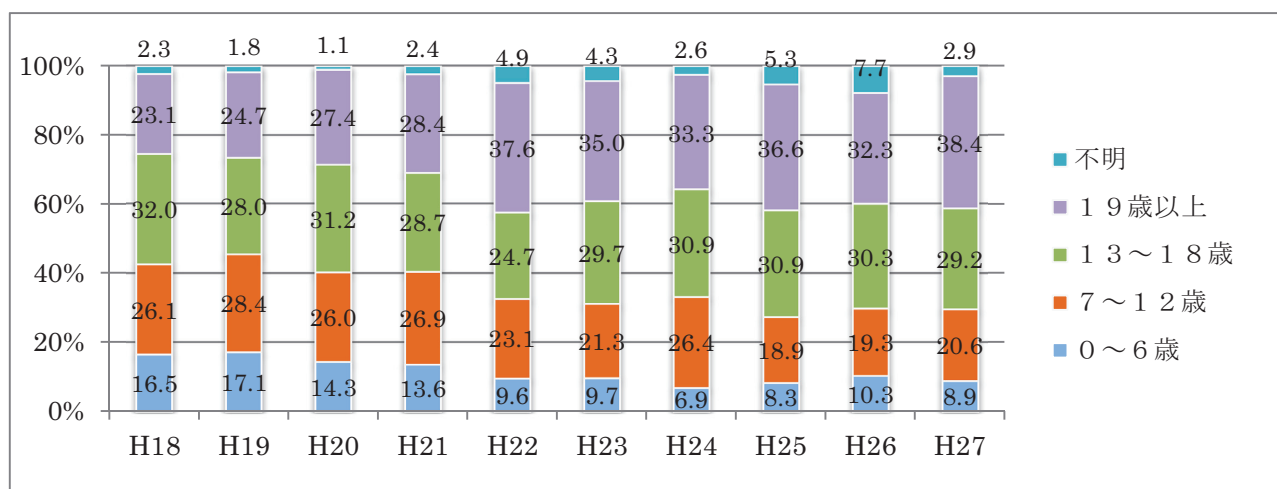
近年の傾向として、「乳幼児から小学生まで」、「中学生・高校生」、「19歳以上」がおよそ3分の1ずつの割合になっています。発達障害者支援センターは、ライフステージに応じた支援を行っており、幅広い年齢の対象者の支援を行っていることが分かります。

*就労支援における対象者の年齢内訳については、年度によって区分が異なり示すことができませんでした。

表2-3 相談支援対象者の年齢内訳(実数)

(実数)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
0～6歳	50	85	64	97	76	75	56	69	87	64
7～12歳	79	141	116	191	182	165	215	157	162	149
13～18歳	97	139	139	204	195	230	252	256	255	211
19歳以上	70	123	122	202	296	271	271	303	272	277
不明	7	9	5	17	39	33	21	44	65	21

図2-2 相談支援対象者の年齢内訳(割合)



③ 相談支援対象者の診断内訳（実数・割合）

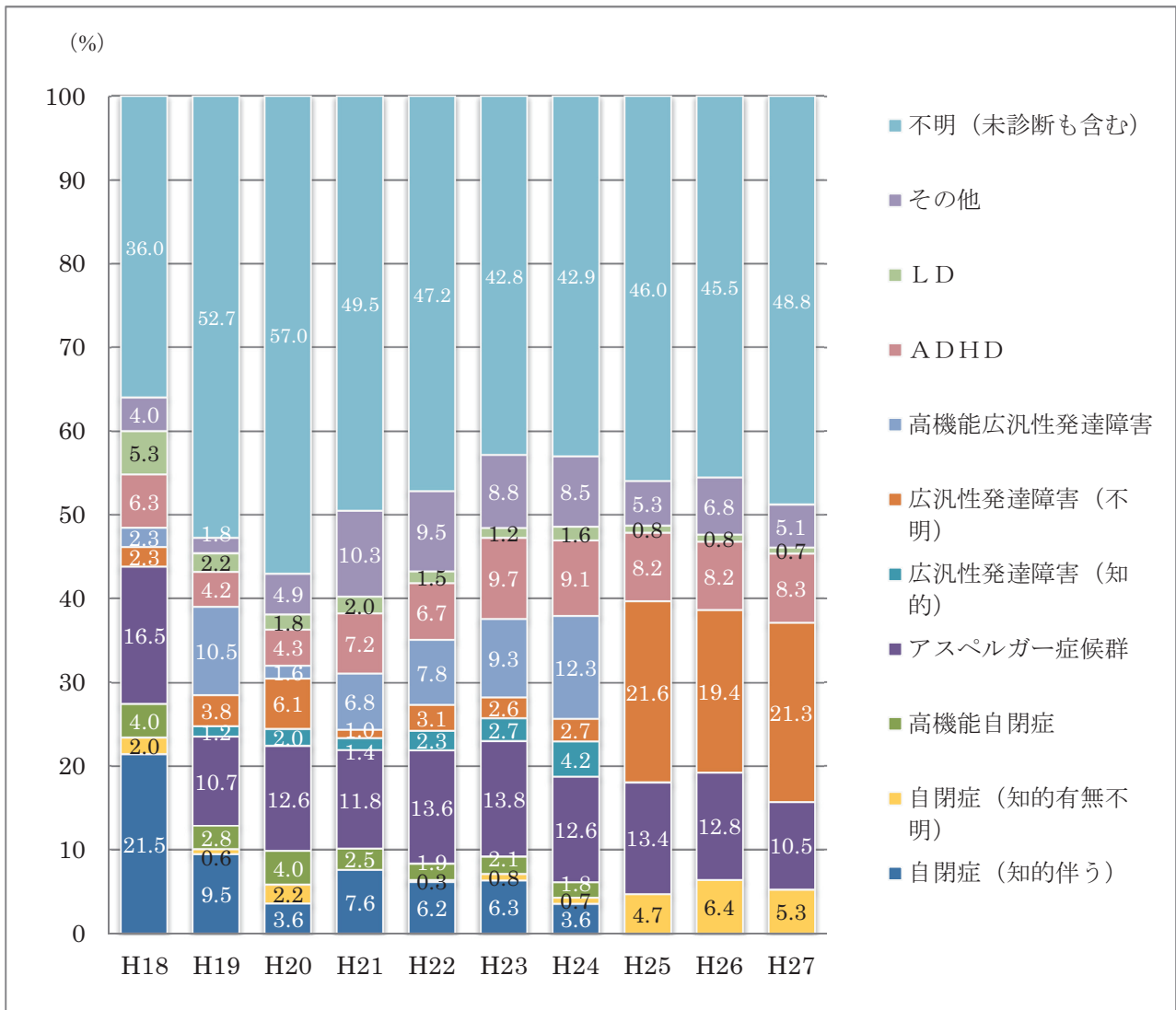
相談支援（発達支援・就労支援を含む）対象者の診断内訳を、表2-4、図2-3に示します。

近年の傾向をみると、未診断を含む「不明」が5割近くを占め、最も多くなっています。続いて、4割弱を自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害が占めています。注意欠陥多動性障害（ADHD）は1割弱、学習障害（LD）は1%前後となっています。

表2-4 相談支援対象者の診断内訳(実数)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自閉症(知的伴う)	65	47	16	54	48	49	29			
自閉症(知的有無不明)	6	3	10	0	2	6	6	39	54	38
高機能自閉症	12	14	18	18	15	16	15			
アスペルガー症候群	50	53	56	84	106	107	103	111	108	76
広汎性発達障害(知的)	0	6	9	10	18	21	34			
広汎性発達障害(不明)	7	19	27	7	24	20	22	179	163	154
高機能広汎性発達障害	7	52	7	48	61	72	100			
ADHD	19	21	19	51	52	75	74	68	69	60
LD	16	11	8	14	12	9	13	7	7	5
その他	12	9	22	73	74	68	69	44	57	37
不明(未診断も含む)	109	262	254	352	368	331	350	381	383	352
計	303	497	446	711	780	774	815	829	841	722

図2-3 相談支援対象者の診断内訳(割合)



④ 就労支援対象者の診断内訳（実数・割合）

就労支援対象者の診断内訳を、表2-5、図2-4に示します。

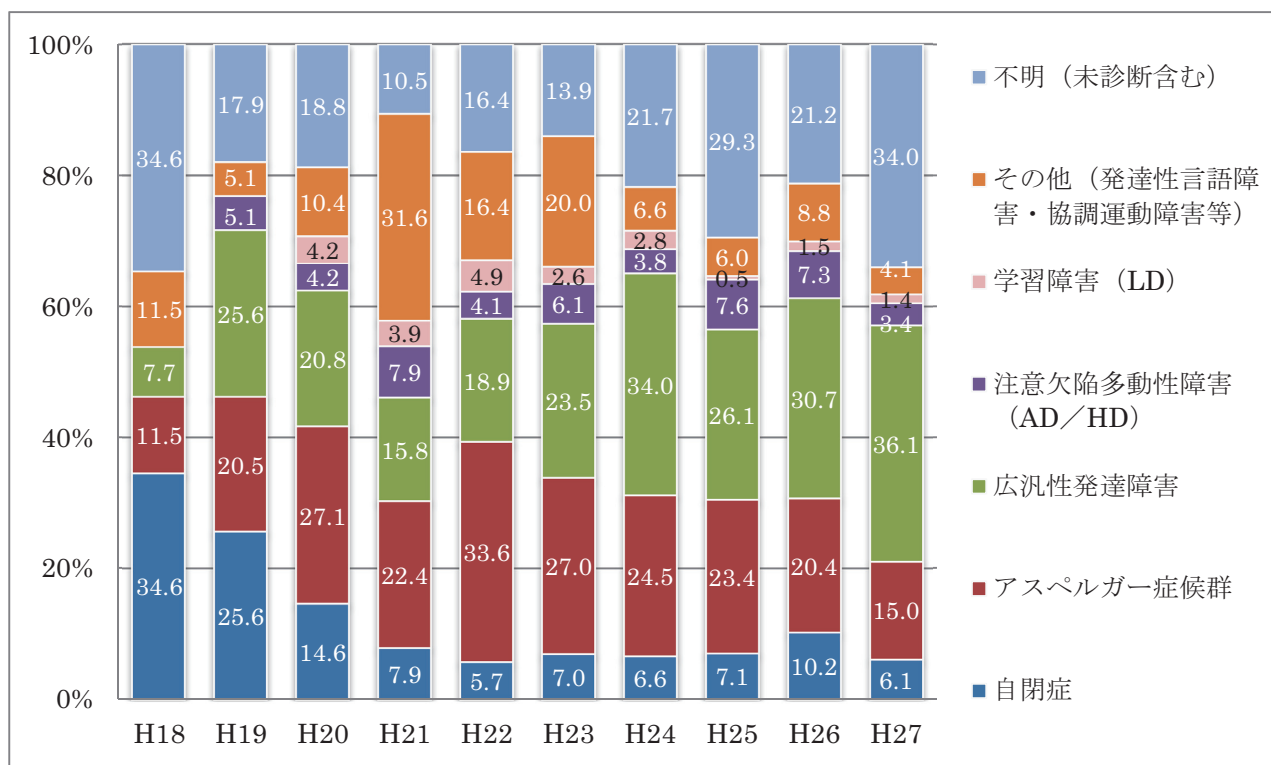
相談支援対象者全体と比較して、未診断を含む「不明」が少なく、「その他」の診断を含めると、平均して約8割の人が何らかの診断がありました。理由として、就労支援は対象者の年齢が高く、それまでの支援の中で診断を受けている場合が多いこと、また、様々な就労支援サービスの中で診断書や障がい者手帳などの証明が必要とされることが多いことなどが考えられます。

診断の内訳では、相談支援対象者全体の場合と同じく、自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害が最も多く占めています。

表2-5 就労支援対象者の診断内訳(実数)

(実数)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自閉症	9	10	7	6	7	8	7	13	14	9
アスペルガー症候群	3	8	13	17	41	31	26	43	28	22
広汎性発達障害	2	10	10	12	23	27	36	48	42	53
注意欠陥多動性障害(AD/HD)	0	2	2	6	5	7	4	14	10	5
学習障害(LD)	0	0	2	3	6	3	3	1	2	2
その他(発達性言語障害・協調運動障害等)	3	2	5	24	20	23	7	11	12	6
不明(未診断含む)	9	7	9	8	20	16	23	54	29	50
合計	26	39	48	76	122	115	106	184	137	147

図2-4 就労支援対象者の診断内訳(割合)



⑤ 就労支援における連携機関

就労支援において連携した機関について、平成27年の内訳を、表2-6に示します。

上位は、就労支援に関する機関が多くを占め、障害者就業・生活支援センターと最も多く連携をしていました。また、ハローワークとの連携が2番目、企業との連携が4番目に多く、就業している人についても、様々な問題や就労の継続のため、企業との調整や企業に対する支援が求められている状況を反映しているものと考えられます。

就労支援機関の他に、3番目に医機関、5番目に福祉事務所が位置しており、就労支援においても医療との連携、福祉サービスの利用等による生活の安定を図ることの必要性が高いと考えられます。

また、学校、専門学校・大学等の教育機関が含まれており、それらの機関における発達障がい者への支援の広がりにともない、就労についても今後ますます連携を求められると考えられます。

表2-6 平成27年度就労支援における連携機関

	機関名	回数		機関名	回数
1	障害者就業・生活支援センター	334	16	地域若者サポートセンター	7
2	公共職業安定所	161	17	上記以外の市町村行政機関	5
3	医療機関	160	18	児童相談所	2
4	企業等	154	19	教育委員会	1
5	福祉事務所	115	20	知的障害者更生相談所	0
6	相談支援事業所	96	21	障害児(者)地域療育等支援事業実施施設	0
7	就労継続事業所	62	22	児童発達支援センター	0
8	その他のサービス事業所	42	23	障害児入所施設	0
9	地域障害者職業センター	35	24	精神保健福祉センター	0
10	学校	31	25	上記以外の都道府県行政機関	0
11	保健所・保健センター	26	26	その他	9
12	就労移行支援事業所	24			
13	特別支援学校	22			
14	専門学校・大学	14			
15	生活介護事業所	8			

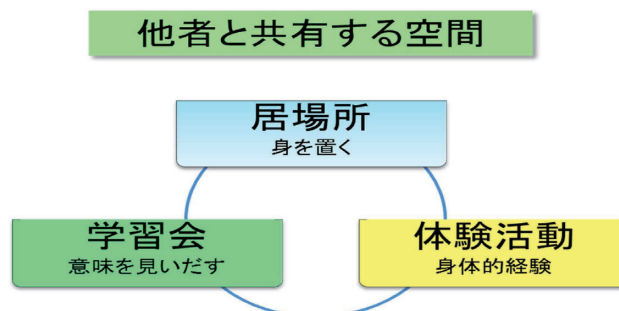
(3) 成人期を対象にした事業（発達障害者支援センター）

発達障害者支援センターで実施した「ゆるやかなステップによる支援事業」（島根県西部発達障害者支援センターウィンドでは「スマイルクラブ」という名称で実施）では、インテーク期から就労移行前期における支援として試行的に実施（職業リハビリテーションの位置付けではない）しましたが、面談場面だけでは把握できない本人の認知行動面や生活スタイルを、グループ活動への参加を通じて把握（アセスメント）する効果も大きいと考えます。言い換えると、発達障がい者のアセスメントをどのような内容・場面でを行い、どのように評価するかという視点は、その後に繋がる支援を考えたときに、重要なポイントとなります。

本来、コミュニケーションや社会性といった能力は、乳幼児期、学齢期の成長の過程のなかで、さまざまな経験を通じて学習し、身に付くもので、そこだけ抽出して学習するという考え方には限界があります。コミュニケーションや社会性の質の違いのある発達障がいの場合、信頼できる社会的な場面で、学習と体験を通して、客観的評価の可能な状況（振り返り等）をつくり、ともに学んでいくことが理想的な状態と言えます。

平成18年から実施した「スマイルクラブ」における活動は、対人コミュニケーションに質的な違いを呈する人たちに、社会への適応度を高める目的で実施しました。対象者は、前記の状態のほか、社会との繋がりが希薄で、対人的な関わりに偏りがあるという点でも共通していました。開始時点での設定として、小集団グループで、かつ定期的に家庭から一歩外に踏み出せる場、居て心地良いと思える環境に配慮し、学習会と社会体験活動という2つのプログラム構成で実施しました。理由として、体験を共有（共感）することの効果을期待したこと、また実施する中で、学習と行動（経験）の積み重ねが、行動や思考を変える要因となるという実感が起きたこと、同じ障がいのある者同士が出会い、安心できる居場所で学習できることの有効性（自己理解・他者理解）が確認できたことなどが挙げられます。効果として共有した時間や関係性が、コミュニケーションスキルの必要性の理解や技能の向上、また生活スタイルの改善へと影響している可能性が考えられます。

図3-1 イメージ図

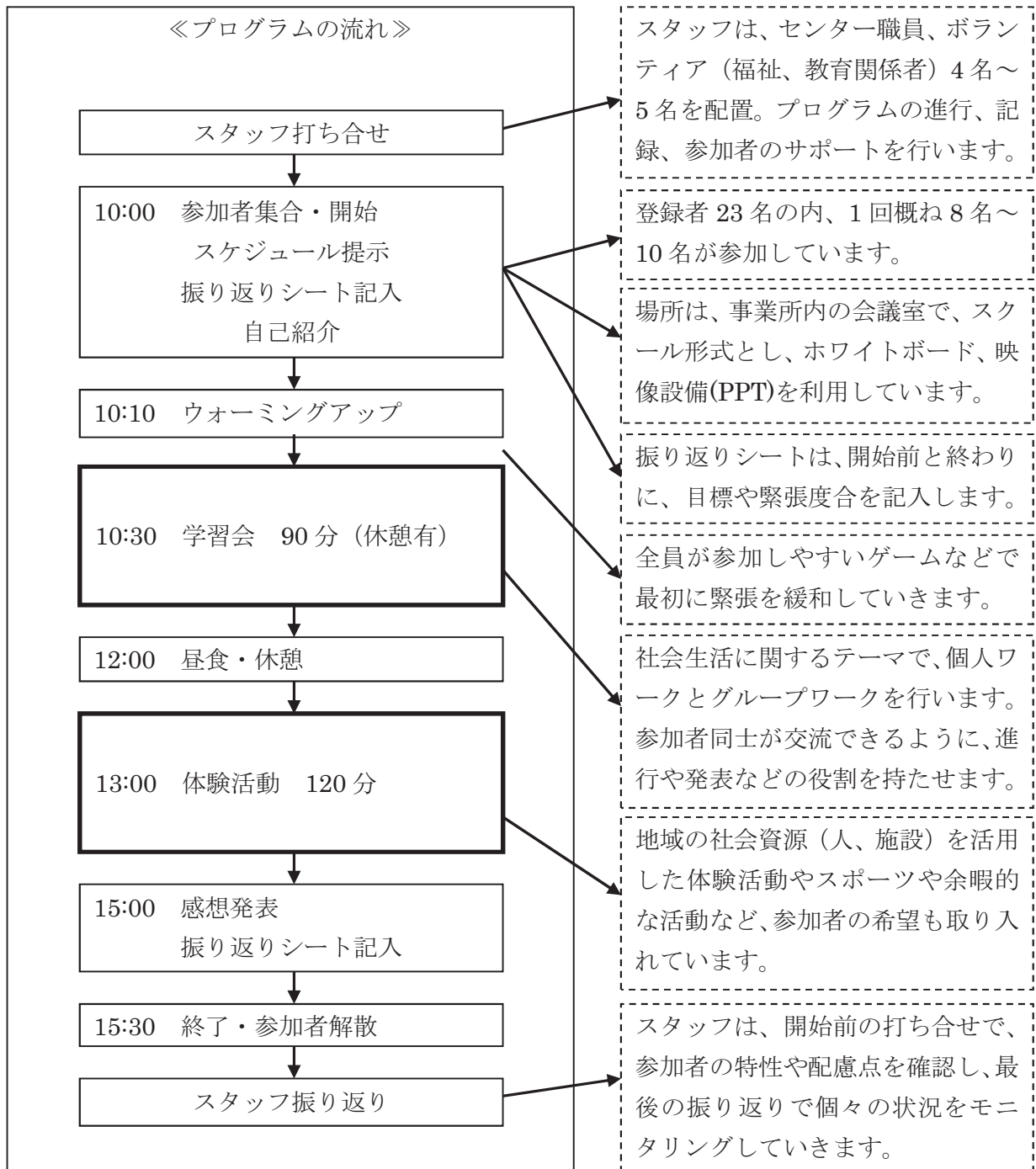


① スマイルクラブの概要

- ・平成18年8月 開始 毎月1回開催（主に日曜日に開催） ※平成27年度は年6回開催
- ・平成23年4月「島根県ゆるやかなステップによる支援事業」として実施
- ・利用者は、発達障害者支援センターの相談を通じて紹介する形を取り、基本的なアセスメントが出来ている方で、発達障がいの確定診断の無い方も含まれています。
- ・希望者は事前にスマイルクラブに利用者登録をし、登録抹消の意思表示がない限りは自動更新としています。

・利用者は、就労や福祉サービスに繋がった以降も継続利用を希望されることが少なくありません。経験者と未経験者が混在する形となっており、それが効果的と考えています。

② プログラムの流れ



③ 利用者の状況（平成28年1月時点における登録者23名について）

図3-2 現在の診断名

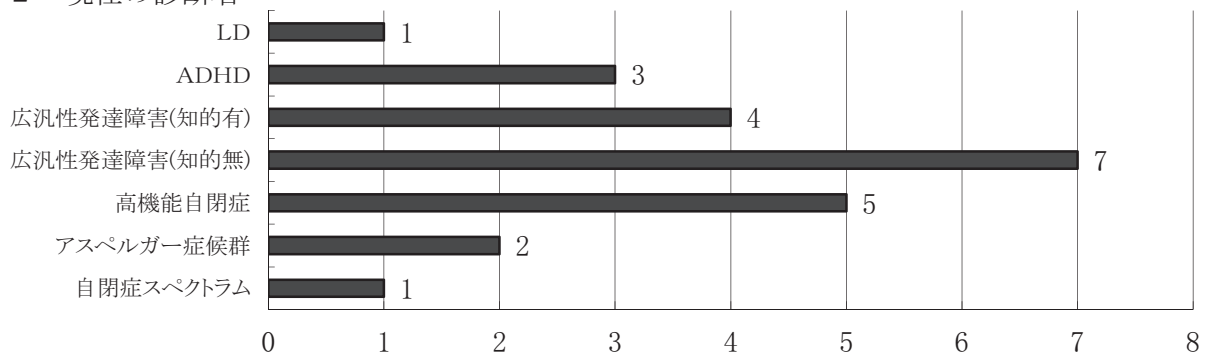


図3-3 利用時の診断の有無

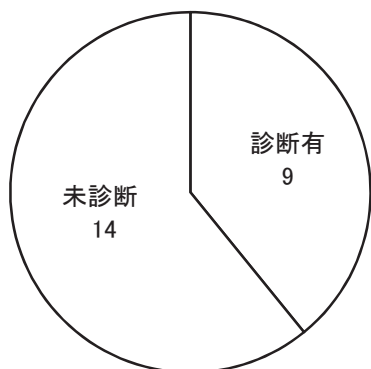


図3-3 登録者23名の内、利用時に発達障がい診断があった方が9名、相談支援と並行しながら利用し、確定診断に繋がった方が14名となっています。

図3-4 利用後の手帳取得

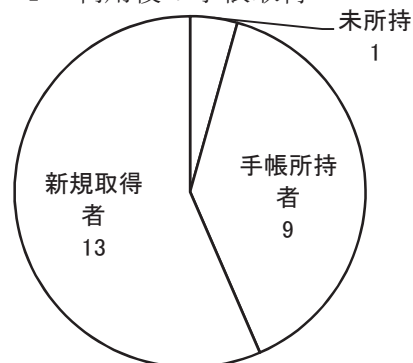


図3-4 登録者23名の内、利用時の手帳所持者が9名、利用後に確定診断を受け、手帳を取得された方（いずれも精神保健福祉手帳）が13名となっています。

図3-5 自己評価の変化

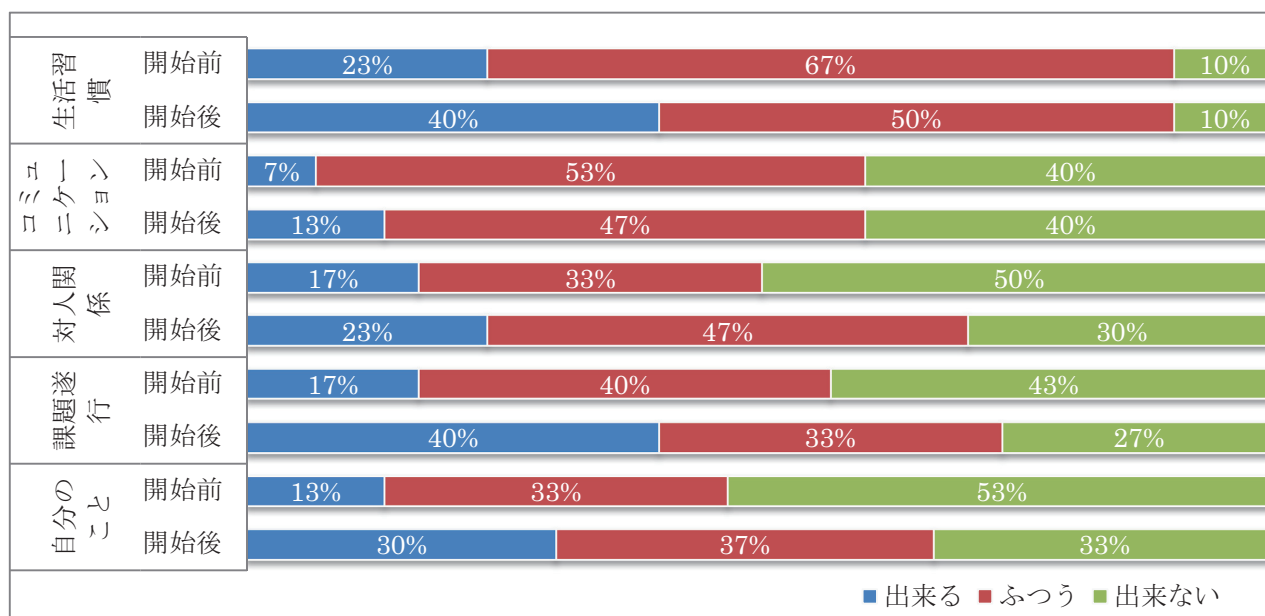


図3-5 自己評価については、いずれの項目も開始前と比較して開始後の自己評価に変化が見られ、本人の自信に繋がっていることが確認できます。

図3-6 利用後の日中活動先

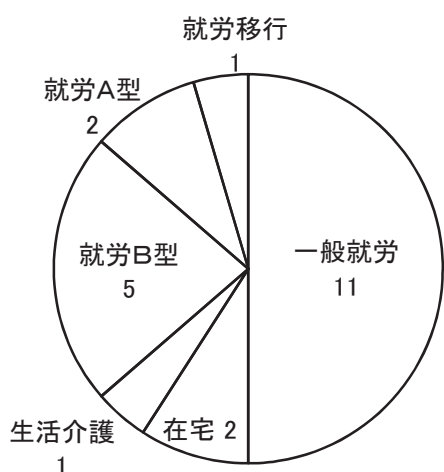


図3-6 利用を継続しながら確定診断、手帳取得、職業準備支援のプロセスを経て、就労に繋がった方が5割弱、福祉サービスも含むと約9割が次のステップへ移行しています。

利用者の感想として、いろんな勉強できて楽しい場所、自分自身が成長する場所、人とコミュニケーションをとることが楽しい、気持ちが楽になった、同じ障がいをもつ仲間と出会えて安心した、本当の自分を出せる場所、仲間の行動を観察して自分の行動に取り入れたなどの感想が聞かれました。

(4) 成人期を対象にした事業（島根県）

島根県では、発達障がい者の成人期の支援において特に就労支援の強化を図るため、より身近な地域で専門的な支援が行えるよう、就労支援に従事する支援者を対象とした研修を実施しました。また、発達障がいに限らず様々な障がい者の就労・定着を支援するチャレンジ事業等も実施しました。

① 就労支援に従事する支援者を対象にした研修

他障がいとの違いがわかり、発達障がいの障がい特性を理解した上で、現場のアセスメント力向上、強みを活かした支援を行うことに重点を置いて実施しました。

ア 島根県就労移行支援事業者等研修事業

- ・対象者：就労移行支援事業所等に勤務する就労支援員等
- ・研修内容：
 - ・発達障がいに特化した就労移行プログラムについて（講義及び演習）
 - ・発達障がいの特性理解と職業上の課題
 - ・就労相談の工夫と実際
 - ・作業場面のアセスメント
 - ・自己理解の支援と課題整理 等
- ・開催年月日及び参加者：
 - ・平成 25 年 11 月 30 日～12 月 1 日（2 日間） 参加人数 26 人
 - ・平成 26 年 11 月 15 日～11 月 16 日（2 日間） 参加人数 22 人

イ 発達障がい相談支援スキルアップ研修

- ・対象者：相談支援事業所の相談支援専門員、就労支援従事者等
- ・研修内容：
 - 基礎編（1 日）
 - ・発達障がいの特性と支援
 - ・発達障がい児（者）支援の実際 等
 - 実践編（3 日）
 - ・インテーク面接の工夫と実際
 - ・支援ネットワークの構築及び啓発
 - ・個別支援計画について
 - ・行動・自立を支援する
 - ・自己認知支援の実際 等
- ・開催年月日及び参加者：平成 25 年度～平成 27 年度
 - ・平成 25 年 2 月 7 日、3 月 11 日～13 日（4 日間）
参加人数 43 人（研修修了者 22 人）
 - ・平成 26 年 9 月 9 日～12 日（4 日間）
参加人数 39 人（研修修了者 19 人）
 - ・平成 27 年 11 月 5 日、12 日～14 日（4 日間）
参加人数 18 人（研修修了者 16 人）

② ①以外の就労・定着を支援する事業

ア 障がい者チャレンジ事業

- ・概要：障がい者雇用を前提としない10日程度の実習を行うことで、企業、障がい者双方の、知る・雇う・働くきっかけ作りを支援する。
- ・実施年度：平成21年度～
- ・実施件数：表4-1のとおり
平成22年度と平成27年度を比較すると、身体障がい者及び知的障がい者の増加率より精神障がい者及び発達障がい者の増加率が大きい。

表4-1 障がい者チャレンジ事業支援対象者数 (人)

年度	身体	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	計
22	23	87	48	7	3	0	1	169
23	20	106	79	18	3	1	7	232
24	27	82	70	17	2	0	3	201
25	27	99	81	17	3	0	1	228
26	18	93	95	22	2	0	0	230
27	9	81	89	13	2	0	1	195

イ ジョブコーチ養成研修

- ・概要：福祉施設からの一般就労を促進していくため、就労移行支援事業所等に、労働環境や企業の視点に立った働き方、作業指導、定着支援計画の作成等ができるジョブコーチ並の視点を持つ支援員を養成した。
- ・実施年度：平成23年度～平成25年度
- ・養成人数：のべ82名

ウ ジョブコーチフォローアップ研修

- ・概要：上記イを受講した者を対象にフォローアップ研修を実施した。
- ・実施年度：平成23年度～平成27年度
- ・参加者：のべ98名

(5) 障害者就業・生活支援センターの状況

厚生労働省は、障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターの設置を推進しており、島根県においても平成14年度から平成25年度までに県内全障害保健福祉圏域に設置されてきました。

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施しており、センターには生活支援員、就業支援員、職場定着支援員、障がい者雇用促進支援員（隠岐を除く。）等が配置されています。

障害者就業・生活支援センターでは、就業への支援を希望する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病等すべての障がいのある方の支援を行っています。

① 登録の状況

平成26年度末現在、全障害者就業・生活支援センターには、1,651人の障がい者が登録されており、そのうち発達障がいの診断がある方は13.2%です。過去三年間の推移は、表5-1のとおりで、発達障がいの診断のある方の割合、人数とも毎年増えています。

表5-1 発達障がいの診断がある方の登録状況

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			増減(H26-H24)		
	発達(A) (人)	登録者数 (人)(B)	(A)/(B) (%) (X)	発達(C) (人)	登録者数 (人)(D)	(C)/(D) (%)	発達(E) (人)	登録者数 (人)(F)	(E)/(F) (%) (Y)	発達 (E)-(A) (人)	登録者数 (F)-(B) (人)	(Y)-(X) (%)
在職中	68	793	8.6	101	916	11.0	124	984	12.6	56	191	4.0
求職中	55	579	9.5	50	514	9.7	67	511	13.1	12	▲ 68	3.6
その他	17	157	10.8	20	159	12.6	27	156	17.3	10	▲ 1	6.5
計	140	1,529	9.2	171	1,589	10.8	218	1,651	13.2	78	122	4.0

(注) 発達: 発達障がいの診断のある方
登録者数: 障害者就業・生活支援センターに登録している全障がい者

障害者就業・生活支援センターでは随時新規登録を受け付けており、新規登録者のうち発達障がいの診断がある方は、表5-2のとおりです。新たに障害者就業・生活支援センターに登録される者の2割弱の方に発達障がいの診断を受けた方が含まれています。

表5-2 新規登録者のうち、発達障がいの診断がある人の状況

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			増減(H26-H24)		
	発達(A) (人)	登録者数 (人)(B)	(A)/(B) (%) (X)	発達(C) (人)	登録者数 (人)(D)	(C)/(D) (%)	発達(E) (人)	登録者数 (人)(F)	(E)/(F) (%) (Y)	発達 (E)-(A) (人)	登録者数 (F)-(B) (人)	(Y)-(X) (%)
新規登録	43	286	15.0	36	257	14.0	54	290	18.6	11	4	3.6

(注) 発達: 発達障がいの診断のある方
登録者数: 障害者就業・生活支援センターに登録している全障がい者

障害者就業・生活支援センターにつながった初回相談経路は、表5-3のとおりで、以前は特別支援学校やハローワークが多かったですが、平成24年度以降では、精神科医療機関、発達障害者支援センター、相談支援事業所、高等学校、高等専門学校、行政が設置している保護観察所、児童相談所等相談機関からの相談も増えており、相談を受ける機関が多様化してきています。

表5-3 発達障がい診断がある方の初回相談経路

相談元	平成24年度		平成25年度		平成26年度		増減(H26-H24)	
	件数(A)	割合(%) (C)	件数	割合(%)	件数(B)	割合(%) (D)	件数 (B)-(A)	割合(%) (D)-(C)
特別支援学校	10	19.2	13	28.3	7	11.7	▲ 3	▲ 7.5
ハローワーク	12	23.1	5	10.9	10	16.7	▲ 2	▲ 6.4
精神科医療機関	1	1.9	7	15.2	10	16.7	9	14.8
福祉サービス事業所	6	11.5	4	8.7	6	10.0	0	▲ 1.5
高等学校(全日制・定時制)	8	15.4	3	6.5	4	6.7	▲ 4	▲ 8.7
発達障害者支援センター	1	1.9	6	13.0	6	10.0	5	8.1
相談支援事業所	2	3.8	0	0.0	7	11.7	5	7.9
行政等相談機関	5	9.7	2	4.4	5	8.2	0	▲ 1.5
直接利用	7	13.5	6	13.0	5	8.3	▲ 2	▲ 5.2
計	52	100.0	46	100.0	60	100.0	8	0.0

② 実習・就職支援

障害者就業・生活支援センターでは、本人と話し合い希望に適った事業所への就労につなげるため、障がい者チャレンジ事業（島根県障がい福祉課）や障がい者委託訓練（島根県高等技術校）等を活用した実習を支援しています。

過去三年間の発達障がい診断がある方の実習件数及び就職件数については、表5-4のとおりです。

表5-4 発達障がい診断がある方の実習・就職状況

	平成24年度			平成25年度			平成26年度			増減(H26-H24)		
	発達(A)	全登録者 (B)	(A)/(B) (%) (X)	発達(C)	全登録者 (D)	(C)/(D) (%)	発達(E)	全登録者 (F)	(E)/(F) (%) (Y)	発達 (E)-(A)	全登録者 (F)-(B)	(Y)-(X) (%)
実習	41	298	13.8	43	310	13.9	82	363	22.6	41	65	8.8
就職	30	186	16.1	41	226	18.1	32	197	16.2	2	11	0.1

(注)発達：発達障がい診断のある方

全登録者：障害者就業・生活支援センターに登録している全障がい者

発達障がい診断がある方の実習件数は、人数及び割合も高くなっています。平成24年度と平成26年度を比べると、実習を利用した発達障がい診断がある方は倍増しています。これは、発達障がい診断がある方は何をやりたいのかイメージを作れず何度も実習を重ねながら体験を積んでいく傾向があるためで、実習回数は他の障がいの方と比べると増える傾向にあります。一方、就職件数については、平成24年度と平成26年度を比べても大きな人数の伸びはありません。これは、実習したら直ちに就職という効果が表れにくいことを意味しています。これまでにも、発達障がいの特性から、実習期間中にマニュアルをしっかりと読んで実習しても暗黙のルールがわからなかったり、気を利かせすぎて一般常識とのズレが生じたり、逆に全く気がきかない姿に実習先の事業主が「何か、この子おかしいな。」と思い始めて正式採用に結びつかなかったこと等、発達障がいの場合見えない特性のために就職に結びつかない事例があります。

③ 従来の障がい者支援と異なる課題

発達障がいには、従来の身体障がい者、知的障がい者支援で得られた知見では解決できないたくさん課題があります。他の障がい者の就労・定着支援の過程の中では経験

がない事柄として表5-5のようなことがあげられます。障がいの特性から課題が様々な形でいろいろなステージで出現し、それに対応するために一人ひとりの支援に長い時間と労力が必要になっています。

表5-5 発達障がい者の就労・定着支援の課題

項目	課題
実習・就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ○本人が障がいを理解し、受容するのに時間がかかる。 ○支援者側が特性を正しく理解することが必要である。 ○職場見学や職場実習をいくつも重ねて、「職場」や「働く」ことにイメージを作っていくことが必要である。 ○精神疾患や知的障がいを併せて持つために、支援の上で多くの配慮が必要である。 ○個々の特性をきちんとアセスメントし、特性に合う職場環境の創造が必要である。 ○社会で暮らして働く中で、一般的なマナー、常識を理解してもらうことが必要である。(例：挨拶、身だしなみ、会話等)
職場定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ○職場生活の基盤になる生活支援が必要なケースが多い。 ○うつ病、統合失調症等の二次障がいで、精神科等の医療的なケアが必要になる場合がある。 ○職場内の対人関係に躓きやすく、人事異動等人的環境の変化に影響されやすいので、職場の理解ときめ細かな対応が重要になる。 ○会社へのフォローの頻度が高くなる傾向にある。 ○本人のモチベーションを維持するため、定期的なサポートが必要である。
支援全般	<ul style="list-style-type: none"> ○未診断、未受診で「発達障がいの疑い」のある方に関する相談が増加している。 ○普通高校、実業高校等社会に出る手前の教育機関と早期の連携が必要である。 ○発達障がいの特性に配慮した支援のスキルが必要である。 ○発達障がい者の職業準備性を高める福祉等のサービスや本人の居場所が不足している。 ○家族の理解を得ることが必要である。

④ 各圏域の障害者就業・生活支援センターの独自セミナー等の実施

各圏域の障害者就業・生活支援センターでも、福祉等の関係機関と連携したネットワークを活用して、平成25年度以降発達障がいをテーマに圏域の研修会を開催しています。

平成25年度：発達障がい者と共に働く（松江）、自閉症スペクトラム支援研修（浜田）

平成26年度：発達障がいの職業的課題と対応（浜田）、発達障がいのある人の就労支援について（益田）

(参考) 島根県における障がい者の就業・生活支援のあり方に関する提言書 (H27. 10月)
島根県内障害者就業・生活支援センター所長会及び連絡会

(6) 日中活動サービス事業所等の状況

① 障害者支援施設・日中活動サービス事業所の推移

障害者自立支援法施行以前は、身体、知的、精神障がい者縦割りのサービスが各施設で提供されていましたが、障害者自立支援法では3障がいが一元化され、就労支援の抜本的強化のもと新たに就労支援事業が創設され、県内各地に社会福祉法人、特定非営利活動法人等様々な法人が就労支援に係るサービスを提供しています。

島根県内の日中活動の場である障害者支援施設及び日中活動サービス事業所の平成23年度以降の施設・事業所数は、表6-1のとおりです。

表6-1 障害者支援施設・日中活動サービス事業所の推移

●障害者支援施設

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数	施設数	定員数
障害者支援施設	24	1,608	32	1,978	31	1,920	30	1,900	30	1,915
サービス別内訳										
生活介護	24	1,262	31	1,592	31	1,574	30	1,554	30	1,558
自立訓練(機能訓練)	0	0	1	40	1	20	1	20	1	20
自立訓練(生活訓練)	5	38	5	38	3	18	3	18	3	18
就労移行支援	2	16	2	12	2	12	2	12	2	12
就労継続支援B型	11	292	11	296	11	296	11	296	11	307

※1つの支援施設で複数のサービスを行っているところがあるため、総支援施設数とサービス別内訳の合計数は一致しません。

●日中活動サービス事業所

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数	事業所数	定員数
日中活動サービス事業所	95	2,551	116	3,003	125	3,244	130	3,349	137	3,505
サービス別内訳										
生活介護	30	568	35	673	38	710	38	702	37	693
自立訓練(機能訓練)	2	12	1	6	1	6	1	6	1	6
自立訓練(生活訓練)	11	108	13	154	14	160	13	154	12	156
就労移行支援	17	167	19	153	17	140	17	133	18	141
就労継続支援A型	13	275	20	365	23	455	27	519	31	594
就労継続支援B型	68	1,421	80	1,652	85	1,773	87	1,835	90	1,915

※1つの事業所で複数のサービスを行っているところがあるため、総事業所数とサービス別内訳の合計数は一致しません。

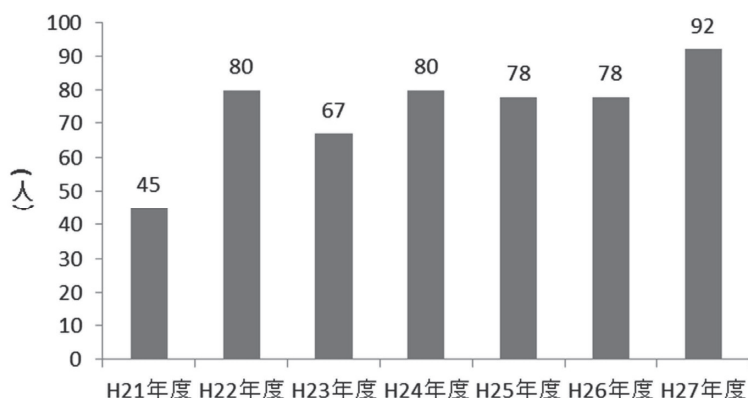
太宗の施設・事業所においては、利用する障がい者に対して障害者自立支援法施行以前と同じ訓練が提供されていますが、発達障がいの特性、就労を意識した訓練内容を提供している就労移行支援事業所もあります。

② 福祉施設からの一般就労

島根県障がい福祉課では、福祉施設からの一般就労(A型への就労は除く。)を目標に施策を推進しており、毎年度福祉施設からの就労状況調査をしています。民間企業等へ一般就労した実績人数は、図6-1のとおりです。新しい福祉サービス体系が落ち着いた平成24年度以降福祉施設からの一般就労はほぼ横並びでしたが、平成27年度の実績は前年度

実績より 14 人増え 92 人でした。

図6-1 福祉施設から一般就労した人数



92 人のうち、発達障がいがある方は 9 人で、知的障がいと発達障がいがある方は 1 人、精神障がいと発達障がいがある方は 8 人でした。障がい重複する場合、支援者側も発達障がいの特性を理解し、理論・実践双方に高いスキルが必要になります。従来の身体障がい、知的障がいとは違い支援にも困難な事例が増えています。

③ 発達障がいがある方の一般就労実績

平成 27 年度実績調査で、就労した人数を施設・福祉サービス事業所別にみると表 6-2 のとおりです。生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型・B 型事業所で一般就労の実績が上がっています。この中で発達障がいがある方の就労実績は自立訓練（生活訓練）、就労移行支援事業所、就労継続支援 B 型事業所で上がっています。一般企業等への就職を希望する発達障がいがある方を対象に、一人ひとりの特性を踏まえて就職に必要な職業能力や社会マナーなどの習得ができるように訓練したり、求職活動の支援を行っている就労移行支援事業所では平成 27 年度は 2 人（平成 26 年度は 3 人）の発達障がいのある方の就労実績を上げています。

表6-2 平成 27 年度福祉施設から一般就労した者の内訳

サービスの種類等		全県の施設・事業所数 (A)	(A)のうち就労実績のある施設・事業所数 (B)	(B)から一般就労した人数 (C)	(C)のうち、発達障がいがある方 (D)	(B)/(A) (%)	(C)/(B) (人)	(D)/(B) (人)
生活介護	障害者支援施設	30	1	1	0	3.3	1.0	0.0
	福祉サービス事業所	37	0	0	0	0	0.0	0.0
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設	1	0	0	0	0	0.0	0.0
	福祉サービス事業所	1	0	0	0	0	0.0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設	3	0	0	0	0	0.0	0.0
	福祉サービス事業所	12	3	3	2	25	1.0	0.7
就労移行支援事業所	障害者支援施設	2	2	2	0	100	1.0	0.0
	福祉サービス事業所	18	12	32	5	66.7	2.7	0.4
就労継続支援A型	福祉サービス事業所	31	10	14	0	32.3	1.4	0.0
就労継続支援B型	障害者支援施設	11	1	1	0	9.1	1.0	0.0
	福祉サービス事業所	90	28	39	2	31.1	1.4	0.1
計		236	57	92	9	24.2	1.6	0.2

(7) 島根県教育委員会の取組

島根県教育委員会では、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な幼児・児童・生徒の在籍状況の調査を実施しています。

平成 27 年度に実施した調査（平成 27 年 6 月～7 月実施。各学校の教員等の主観による回答をまとめたもので、医師の判断、専門家の判断によるものではなく、必ずしも広汎性発達障がい、LD、ADHD の幼児・児童・生徒の割合を示すものではない。）では、高等学校に在籍している生徒のうち、学習上又は行動上著しい困難や問題が見られ、特別な支援が必要な生徒は 2.8% でした。

近年、高等学校に在籍する特別な支援の必要な生徒は年々増加しており、島根県教育委員会では、以下のような取組を行っています。

① 県における特別支援教育体制整備の推進

県教育委員会は、すべての障がいのある幼児・児童・生徒に対する乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制を総合的に推進するために、教育、医療、保健、福祉、労働の関係部局、関係機関の関係者で構成した、「しまね特別支援連携協議会」「広域特別支援連携協議会」を設置しています。

これらの連携協議会では、一貫した支援を行うために必要な情報共有や共通理解を図ることができるよう、相談支援ファイルの作成や活用について提言を行っています。平成 27 年度末現在、15 市町村において作成されています。

また、近年、増加傾向にある高等学校における発達障がいのある生徒等への支援については、更に推進していく必要があるため、連携協議会の検討事項としています。

② 高等学校における校内支援体制整備の推進

県教育委員会は、高等学校における支援体制の整備を進めています。各校に「特別支援教育校内委員会」の設置、実態把握、「特別支援教育コーディネーター」の指名、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成及び活用を推進しています。

また、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能や教育センター等との連携、協力も推進しています。

③ 高等学校における新たな取り組み

小・中学校等において、障がいによる学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」が、平成 30 年度から高等学校段階において制度化されます。この制度化に向けて、平成 26 年度から県内高等学校において、モデル事業を実施しています。

モデル事業の中で、卒業後の就労や進学についての課題があがっています。高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒への理解や受け入れ体制は十分ではなく、労働、福祉等との連携の図り方や移行支援会議の実施等について、研究が進められています。

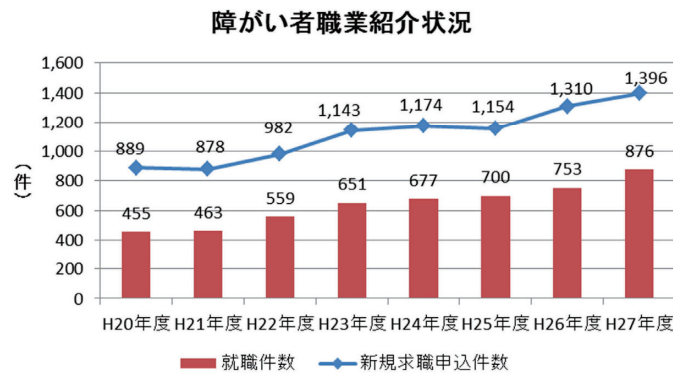
(8) 島根県の障がい者雇用の状況

① 障がい者職業紹介状況

島根労働局職業安定部職業対策課の「平成 27 年度の障害者の職業紹介状況等」によると、県内 9 箇所のハローワークの職業紹介の状況は図 8-1 のとおりです。

就職件数も新規求職申込件数もリーマンショック・東日本大震災による落ち込みの影響もなく 8 年間連続して増えています。

図 8-1 障がい者職業紹介状況

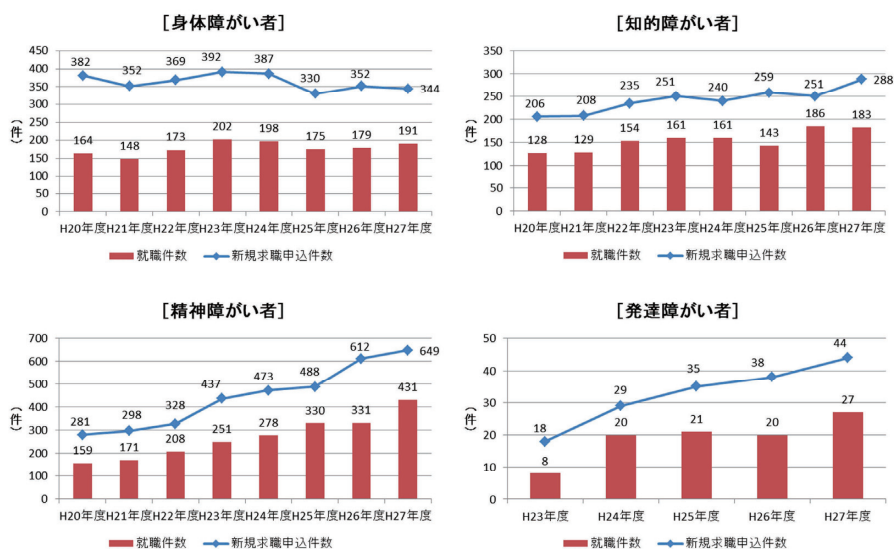


② 障がい別職業紹介状況

難病・高次脳機能障がい・その他を除いた身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者の職業紹介状況は、図 8-2 のとおりです。

平成 20 年度から平成 27 年度までの推移は、身体障がい者・知的障がい者は増減が少ないですが、精神障がい者は平成 27 年度の就職件数は平成 20 年度と比べて約 2.7 倍、新規求職申込件数は約 2.3 倍に伸びています。また、発達障がい者は障がいの分類をした平成 23 年度と比べると平成 27 年度は就職件数は約 3.3 倍、新規求職申込件数は約 2.4 倍に伸びています。発達障がい者は精神保健福祉手帳の対象になるため発達障がい者のみの実数はわかりませんが、伸び率は身体・知的障がい者と比べると格段に大きいです。

図 8-2 障がい者別職業紹介状況



③ 産業別の就職状況（平成27年度実績）

平成27年度に就職した876件を日本標準産業分類（総務省）で分類すると、表8-1のとおりです。

精神・発達障がい者の就職先産業分類は、第1位医療・福祉、第2位卸売業・小売業、第3位製造業です。

表8-1 産業別の就職状況（平成27年度実績）

産業別の就職状況（平成27年度実績）

産業	身体	知的	精神	発達	難病	高次脳機能	その他	計	割合(%)
医療・福祉	54	56	115	5	6		4	240	27.4
卸売業・小売業	31	37	104	7	9	2	2	192	21.9
製造業	18	34	59	7	5		1	124	14.2
サービス業	18	14	46		3		1	82	9.4
宿泊業・飲食サービス業	8	9	21		1		1	40	4.6
建設業	10	13	12	1				36	4.1
運輸業・郵便業	10	3	13	1	3			30	3.4
公務・その他	16	3	6	1	1			27	3.1
生活関連サービス業・娯楽業	4	6	12	2				24	2.7
教育・学習支援業	7	2	9	2	2			22	2.5
情報通信業	4	1	7		1			13	1.5
学術研究・専門サービス業	5	1	5		2			13	1.5
農林漁業	1	2	8					11	1.3
複合サービス業	1	1	7	1				10	1.1
金融業・保険業	3	1	4					8	0.9
不動産業・物品賃貸業	1		2					3	0.3
鉱業・採石業・砂利採取業			1					1	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業								0	0.0
計	191	183	431	27	33	2	9	876	100.0

④ 職業別の就職状況（平成27年度実績）

平成27年度に就職した876件を職業別で分類すると、表8-2のとおりです。

精神・発達障がい者が就職した職業は、第1位運輸・清掃・包装等の職業、第2位サービスの職業、第3位事務的職業です。

表8-2 職業別の就職状況（平成27年度実績）

職業別の就職状況（平成27年度実績）

職業	身体	知的	精神	発達	難病	高次脳機能	その他	計	割合(%)
運輸・清掃・包装等の職業	38	61	116	7	9		4	235	26.8
事務的職業	54	10	79	2	8			153	17.5
サービスの職業	24	35	81	2	7		1	150	17.1
生産工程の職業	15	39	56	10	4	2	1	127	14.5
販売の職業	18	12	38	4	2			74	8.5
農林漁業の職業	4	15	27					46	5.3
専門的・技術的職業	17	2	14		2		3	38	4.3
輸送・機械運転の職業	6	2	10	2	1			21	2.4
建設・採掘の職業	6	5	5					16	1.8
保安の職業	8	2	5					15	1.7
管理的職業	1							1	0.1
計	191	183	431	27	33	2	9	876	100.0